

国立大学法人横浜国立大学エコキャンパス構築指針

平成11年 8月 4日 環境保全委員会策定
平成18年 7月27日 キャンパス委員会改正

(目的)

この指針は、環境に配慮した国立大学法人横浜国立大学（以下「本学エコキャンパス」という。）の新たな教育・研究環境の創造のため、環境を意識した教育・研究、環境と共生する施設・設備の整備及び環境に配慮した管理・運営に取り組み、広く社会及び地域環境と調和のとれた本学エコキャンパスの構築を積極的に推進することを目的とする。

(基本指針)

1 環境を意識した教育・研究

- (1) 環境問題を理解し、必要な知識や行動力を備えた人材の育成に配慮する。
- (2) 環境への影響に配慮した実験・研究を推進し、環境教育の充実を図る。
- (3) (財)自然保護協会等の関係機関と連携を図り、環境教育のための教材開発を推進する。
- (4) 地域の環境分野の研究拠点として、関係機関と連携し共同研究を推進する。
- (5) キャンパス内の自然環境を生きた教材として有効利用を図る。
- (6) 環境分野に関するセミナー、講演会及び公開講座などの開催を推進する。
- (7) 「エコキャンパス白書」(環境報告書)の公表、情報提供及びボランティア活動等により学生・教職員に対して環境問題に対する理解の醸成を図る。

2 環境と共生する施設・設備の整備

- (1) 既存施設・設備を有効利用し、環境への負荷の軽減を図る。
- (2) 自然の資源(太陽、雨水等)を活用した施設及び設備を整備する。
- (3) 文化性の高い、潤いのある屋外環境作りを推進する。
- (4) 自然環境の破壊や健康を害する材料等の使用禁止の徹底及び自然材料やリサイクル材料の活用を図る。
- (5) 国及び地方公共団体の環境保全施策を推進する。

3 環境に配慮した管理・運営

- (1) 省資源、省エネルギー及び廃棄物の適切な処理とリサイクルを推進する。
- (2) 大学開放や広報等により、本学のエコキャンパス構築指針とその取り組みについて、広く地域住民への周知を図る。
- (3) 学生・教職員に対して、環境問題への意識の啓発とマナーの普及を図る。
- (4) 教育・研究環境を常に良好な状態に維持保全するように努める。
- (5) 地域の防災拠点として、その機能の確保、向上及び人的な安全性の確保を図る。
- (6) 国及び地方公共団体の環境保全施策を推進する。
- (7) ISO(国際標準化機構)等に準拠した環境保全への取り組みを目指す。

(行動計画)

毎年、基本方針に沿って、効果的な取り組みを確保するための行動計画を策定する。

(評価)

- (1) 毎年、基本方針に沿って、策定された行動計画により、実施状況及び実施結果を点検し、評価を行い、「エコキャンパス白書」(環境報告書)を刊行し、適切な方法で公表する。
- (2) 「エコキャンパス白書」(環境報告書)による評価の結果を踏まえ、必要に応じ基本方針及び行動計画を見直し、次年度の取り組みに反映させる。

(その他)

この指針の取り組み及び実施等に関し必要な事項は、キャンパス委員会が行う。